

学校いじめ防止基本方針（概要）

熊本県立球磨中央高等学校
熊本県立球磨商業高等学校

1 いじめ防止等のための組織

いじめ等防止対策委員会メンバー

校長、教頭、対策委員主査、生徒指導主事、教務主任、教育相談、特別支援、学年主任、養護教諭、外部専門委員

- 原則として会は毎週開催し早期対応を図る。
- 対策委員会はいじめ問題への対応マニュアルに従い、防止対策、生徒の状況把握、発生時の対策等について協議し、欠席や遅刻、学校の生活の様子等を学級担任、教科担当者などが観察し適宜面談を行うなどして、いじめの防止、早期発見及び早期解決に取り組む。

2 いじめの未然防止の取組と実施時期

○ いじめの防止

- ・ 生徒間及び生徒と教職員間で、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行う。
- ・ 毎日の担任講話や授業等人権教育を全教科全領域で推進する。
- ・ 6月の心のきずなを深める月間に基づき、そのうちの1週間を強化週間に定め、毎朝のSHRにおいて熊本県高等学校「いじめを許さない」宣言文をクラスごとに唱和し生徒へ宣言を浸透させる。
- ・ 携帯電話やLINEをはじめとするSNSアプリによるいじめを防止するため、識者による講演会を開き、生徒への啓発を図る。

3 いじめの早期発見の取組と実施時期

○ いじめの早期発見

教職員は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。学級担任、教科担当者等は、兆候を察知した場合、管理職に報告するとともに学年、いじめ等防止対策委員会と連携してすぐに対応する。

併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

○ 早期発見・早期対応のための具体的取組み

- ・ いじめを防止することの重要性等について保護者を含めた関係者への啓発活動の推進

- ・ 面談やアンケート等を通じて、本校生徒の状況を把握する。いじめが疑われる場合、聞き取り再調査を行う。また、「生徒理解研修」の機会を多く設け、教員の共通理解と現状の把握体制を整備する。
- ・ 教育相談の窓口を周知し、生徒、保護者が相談しやすい体制を整える。
- ・ 教員が子どもと向き合う時間の確保し、全教育活動で生徒の観察、情報の入手を心がけ、迅速に対応できる体制整備を図る。
- ・ いじめの疑いに関する情報などの収集と記録、共有を行う。
- ・ 保護者との連携を密にすることで、家庭での生徒の様子（外見、行動、表情）を観察し、学校に知らせる体制を整える。
- ・ 本校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを行う。
- ・ 生徒総会を活用し生徒全員で「いじめを許さない宣言文」の採択を行い、いじめを許さないという学校全体の雰囲気醸成する。
- ・ 生徒総会においてSNSアプリ（LINE）の使用について議題を提出し、生徒全体での話し合いを行い、使用基準を作成する。
- ・ 生徒意見箱を活用し、もし何かあった場合に投書による訴えを促し情報の収集を図る。

4 いじめに対する措置

- ・ マニュアルについては適宜見直し、状況やケースに応じて専門員のアドバイスを受けながら対策委員会で対応を協議する。
- ・ いじめは、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解や保護者の協力、関係機関・専門機関との速やかな連携を確立する。
- ・ いじめの情報の共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に実施する。